

主な協議内容等

会 議 名	第 15 回議会改革特別委員会
開催日時	平成 24 年 4 月 10 日（火）午前 10 時～午後 2 時 35 分
場 所	宮守総合支所 議場
会議内容	協議事項 議会基本条例素案（たたき台）について
出席委員（欠席委員）	1 4 名（5 名）
主な協議結果等	<p>議会基本条例素案（たたき台）について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第10条（政策等の説明及び審議）及び第11条（政策立案、政策提言及び政策提言）は、原案を了とした。 ・ 第12条（議決事項の拡大）は、市当局との協議も必要であるが原案を了とした。 ・ 第13条（議員相互間の討議）は、文字等の修正があったが原案を了とした。 ・ 第14条（委員会の活動）、第15条（議員研修の充実）、第16条（議会広報の充実）、第17条（議員の政治倫理）は、原案を了とした。 ・ 第18条の見出しを（議員定数及び議員報酬）に修正し、各項を次のとおりとした。 （議員定数及び議員報酬） 第18条 議員定数及び議員報酬は、別に条例で定める。 2 議会は、議員定数又は議員報酬を改正する際は、市政の現状及び課題、他市等の状況並びに議会が果たす役割を考慮しなければならない。 3 議員定数又は議員報酬の条例改正案は、市民の直接請求による場合及び市長が提出する場合を除き、議員定数の基準等の明確な改正理由を付して、委員会又は議員から提出するものとする。 ・ 第19条（政務調査費）は、第16条にし、第16条から第18条を1条ずつ繰り下げることにし、次のとおり修正した。 （政務調査費） 第16条 議員は、遠野市議会政務調査費の交付に関する条例（平成17年遠野市条例第165号）に基づき交付された政務調査費について、調査研究のため適切に執行するとともに透明性を確保しなければならない。 ・ 第20条（議会事務局の体制整備）は、原案を了とした。 ・ 第21条（議会図書室）は、第2項を次のとおり修正した。 2 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上のため、図書室及び資料の充実に努めるものとする。

- ・第22条（議会改革の継続的な取組）は、第1項を次のとおり修正した。

議会は、市民の意思を市政に的確に反映させるため、議会改革の推進について継続的に取り組むものとする。

- ・前文を次のとおりとした。

私たちの住む遠野市は、遠野三山をはじめとするなだらかな美しい山なみに囲まれ、その沢々には心を癒やす清流が数多く、そして、悠久のときを越えて育まれた民話、郷土芸能、南部曲り家など多くの伝統文化も継承してきた。

新しい地方主体の時代を迎え、自治体の自主的な意思決定と責任の範囲が拡大した今日、遠野市政も大きく変革を求められている。

二元代表制の下で遠野市議会（以下「議会」という。）の果たすべき役割は確実に増してきており、市長との間に緊張感を持ちながら、チェック機関としての役割とともに、論点、争点を明確にし、市民にとって最良の選択と意思決定をしなければならない。

そのためにも、議会は、積極的な情報公開をしながら、多くの市民の声を汲み取り、議員間の自由闊達な討議を重ね、市民に信頼される議会運営に取り組まなければならない。

私たちの住む遠野市が、未来永劫発展していくために、市民に開かれた議会を目指し、ここに遠野市議会基本条例を制定する。

- ・第1条（目的）は、次のとおりとした。

（目的）

第1条 この条例は、地方分権と地方自治の時代にふさわしい議会のあり方、議員及び議会の使命及び役割を明らかにするとともに、市民（市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。）と議会の関係、市長等（市長及びその他の執行機関をいう。）と議会との関係、その他議会の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることによって、遠野市の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

- ・章立てを次のとおりとした。

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第5条）

第3章 市民と議会の関係（第6条・第7条）

第4章 議会と市長等の関係（第8条—第11条）

第5章 議会の機能（第12条—第17条）

第6章 議員の政治倫理並びに定数及び報酬（第18条・第19条）

第7章 議会事務局等の充実（第20条・第21条）

第8章 議会改革の継続的な取組（第22条）

附 則